e	職員宿舎（１戸建）	建物	2,623千円	計	2,642千円	茨城県つくば市並木
		附属設備	19千円			
f	職員宿舎（１戸建）	建物	2,623千円	計	2,642千円	茨城県つくば市並木
		附属設備	19千円			
g	職員宿舎（１戸建）	建物	2,600千円	計	2,619千円	茨城県つくば市並木
		附属設備	19千円			
h	職員宿舎（１戸建）	建物	2,597千円	計	2,616千円	茨城県つくば市並木
		附属設備	19千円			
i	職員宿舎（１戸建）	建物	2,597千円	計	2,616千円	茨城県つくば市並木
		附属設備	19千円			
j	職員宿舎（１戸建）	建物	2,597千円	計	2,616千円	茨城県つくば市並木
		附属設備	19千円			
k	職員宿舎（１戸建）	建物	2,597千円	計	2,616千円	茨城県つくば市並木
		附属設備	19千円			
l	職員宿舎（１戸建）	建物	2,597千円	計	2,616千円	茨城県つくば市並木
		附属設備	19千円			
m	職員宿舎（１戸建）	建物	2,597千円	計	2,616千円	茨城県つくば市並木
		附属設備	19千円			
n	職員宿舎（１戸建）	建物			2,597千円	茨城県つくば市並木
o	職員宿舎（１戸建）	建物			2,597千円	茨城県つくば市並木
p	職員宿舎（１戸建）	建物			2,597千円	茨城県つくば市並木
q	職員宿舎（１戸建）	建物			2,597千円	茨城県つくば市並木
r	職員宿舎（１戸建）	建物			2,600千円	茨城県つくば市並木
s	職員宿舎（１戸建）	建物	2,600千円	計	2,602千円	茨城県つくば市並木
		構築物	2千円			
t	職員宿舎（１戸建）	建物	2,623千円	計	2,708千円	茨城県つくば市並木
		附属設備	85千円			
u	職員宿舎（１戸建）	建物			2,575千円	茨城県つくば市並木
v	職員宿舎（１戸建）	建物			2,575千円	茨城県つくば市並木

w	職員宿舎（１戸建）	建物		2,623千円	茨城県つくば市並木
x	職員宿舎（１戸建）	建物		2,600千円	茨城県つくば市並木
y	職員宿舎（１戸建）	建物		2,600千円	茨城県つくば市並木
z	職員宿舎（１戸建）	建物		2,738千円	茨城県つくば市並木
a a	職員宿舎（１戸建）	建物		2,738千円	茨城県つくば市並木
a b	職員宿舎（１戸建）	建物		2,738千円	茨城県つくば市並木
a c	職員宿舎（１戸建）	建物		2,688千円	茨城県つくば市並木
a d	職員宿舎（４戸建）	建物		8,461千円	茨城県つくば市並木
a e	職員宿舎（４戸建）	建物		8,503千円	茨城県つくば市並木
a f	職員宿舎（４戸建）	建物		8,461千円	茨城県つくば市並木
a g	職員宿舎（２戸建）	建物		4,231千円	茨城県つくば市並木
合　　計				528,097千円	

⑵　認められた減損の兆候の概要

①　ａの職員宿舎（独身用）については、東京地区における独身者のための職員宿舎(独身・男)用地で、入居希望者がなく平成19年４月に全室空室となり、減損の兆候が認められた。

②　ｂの職員宿舎（集合住宅）については、近隣の住宅事情の変化等に伴い本学職員の入居希望が減少し、利用率が低下（利用率30%）したため、減損の兆候が認められた。

③　ｃの職員宿舎（集合住宅）については、近隣の住宅事情の変化等に伴い本学職員の入居希望が減少し、利用率が低下（利用率47%）したため、減損の兆候が認められた。

④　ｄ～ｋ、ｍ～ａｃの職員宿舎（１戸建）については、近隣の住宅事情の変化等に伴い本学職員の入居希望が減少し、利用しなかったため、減損の兆候が認められた。

⑤　ｌの職員宿舎（１戸建）については、近隣の住宅事情の変化等に伴い本学職員の入居希望が減少し、利用率が低下（利用率40%）したため、減損の兆候が認められた。

⑥　ａｄ、ａｆの職員宿舎（４戸建）については、近隣の住宅事情の変化等に伴い本学職員の入居希望が減少し、利用率が低下（利用率25%）したため、減損の兆候が認められた。

⑦　ａｅの職員宿舎（４戸建）については、近隣の住宅事情の変化等に伴い本学職員の入居希望が減少し、利用率が低下（利用率３%）したため、減損の兆候が認められた。

⑧　ａｇの職員宿舎（２戸建）については、近隣の住宅事情の変化等に伴い本学職員の入居希望が減少し、利用しなかったため、減損の兆候が認められた。

⑶　減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

①　ｃの職員宿舎（集合住宅）については、建物と花壇からなり、これらは建物と補完的な関係を有する構築物であることから、一体としてそのサービスを提供するものと認められた。

②　ｄ～ｍ、ｔの職員宿舎（１戸建）については、建物と屋外排水設備からなり、これらは建物と補完的な関係を有する建物附属設備であることから、一体としてそのサービスを提供するものと認められた。

③　ｓの職員宿舎（集合住宅）については、建物と物干からなり、これらは建物と補完的な関係を有する構築物であることから、一体としてそのサービスを提供するものと認められた。